

全 日 本 共 和 党 の

新
「日本国憲法」案

作　佳 羅 研 究 所

**The Proposal
Of
The New
Constitution Of Japan
By
The All Japan Republican Party**

**Wrote And Made By
The KAR
Research Institute**

序説

第二次世界大戦、と云うよりは「日清戦争」（一八九四年（明治二七））から断続的に続いた「東亜細亞権益戦争」の終結（以下、「終戦」。正式には一九四五年（昭和二〇）九月二日—日本政府に拠る降伏文書への署名に拠る）から七一年が、其の「終戦」を受けての「連合国軍」—アメリカ合衆国を中心とする—に拠る「対日占領政策」の下で現行の日本国憲法が制定されて（四六年一月三日公布、四七年五月三日施行）からは七〇年が、各自経つた正に其の間に、日本と云う国家の在り方を正に左右する、特に大きな動きが二つ、興った。

一つは、自衛隊—「連合国軍」側の都合で同憲法の一部条文が半ば死文化された上に作られた存在—法の改定と「國際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」の新設を始めとする「平和安全法制整備」—〇法—宛ら「自衛隊を、歐州・アフリカ・中南米…何処へでも「宇宙へも？」合衆国軍にお供せます」旨を暗に宣言するかの如き内容—の制定（二〇一五年（平成二

七) 九月三〇日公布)。

今一つは、現行憲法下で二三回目の「参議院議員通常選挙」（二〇一六年七月一〇日本投票及び開票）を通して、『自由民主党』（自民党）を始めとする「右・保守」の憲法改定指向の人々が衆議院と参議院・共に絶対多数（三分の二以上）を占めるに至った事に併し、投票へ足を運んだ人々は全選挙権者（満一八歳以上——一部高等学校三年生を含む——の日本国民）中の五割少々である。

現行日本国憲法の施行以来、実質的に一時期を除き一貫して与党として君臨し続けている自民党（現行の同党は一九五五年、二政党の合併（「保守合同」）に拠り発足）は、「自主憲法制定」を目標として公言しており、其の私案・「日本国憲法改正案」を決定・公表している（二〇一二年（平成二十四）四月二七日付）が、是を叶えたら終わり、では決してあるまい。法は飽く迄手段。^{それ}其を通して如何なる「共同体としての」国家を築きそして営むか、が問題だ。自民党としては、「口が裂けても公言はしない——「言はぬが華」——だろうが」与党で在り続ける間に憲法改定を繰り返し、最終的には「大日本帝国憲法」（旧憲法）に限り無く近き自主憲法を制定し、其の下で、明治末期——「大日本帝

国」が頂点「榮華？」を極めたと云えよう（→「台灣」と「朝鮮半島」の植民地化、一方で「治外法権」の解消・関税自主権並びに『オリンピック』への参加）極短い日々（一九一二年一、七月）に限り無く近き国家を永久的に営む——と云う事が、彼等自民黨の最終目的——と言一切つて良からう。「「文化の日」（一月三日—現行日本国憲法公布の日）を「明治の日」（睦仁（明治天皇）生誕の日でもある）に改めるべき」旨の運動に自民黨の議員達も多く参加している、と聞く。

國家と云う共同体に在つて「最高の法」である、憲法。併し乍ら、此の国・日本に於いて二度に亘つて制定された其は、国民の総意の名の下に自分達の頭と手とで創造したものでは無い。「大日本帝国憲法」（旧憲法）は明治政府の役人達が秘密裏に造り上げた、謂わば「お上」が与えた——故に「発布」と云うものであり、其を「お外」——主としてアメリカ合衆国——が全面的に改めさせ、国会の議決と云う型を繕つて日本国民へ与えたのが、現行の日本国憲法だ。「お外」が与えた其の現行憲法を有難がり、其に自ら縛られる格好に成つて満足している——と云うのが、「右・保守・回帰」では無い人々の大多数——特に、専ら「現行憲法を護れ」旨を唱え続けてる人々——『民進党』

の「反主流派」や『社会民主党』（社民党）を中心に、更に此処二〇年来の『日本共产党』をも含め一が置かれている現実では無からうか。

前述した二三回目の参院選、更に其の前後の「衆議院議員補欠選挙・北海道第五区」（衆院補選）二〇一六年四月二十四日投開票。自民党所属議員の死に伴うと「東京都知事選挙」（都知事選）同年七月三一日投開票。前知事の任期途中の辞職—公金の私事への流用に因るーに伴う）に於いて、何れも『民進党』—複数（少なくとも三つ）。「右・保守」の主流派・「現行憲法全文擁護」の「旧社会党右派」及び「天皇条項廢止・戦力全否定」の「旧社会党左派」）の思想信条が寄り合う格好で繕われてる「政党擬」—を中心として共産党迄が乗つかつて「野党共闘」を形成するも、結局は「共倒」に終わつた。

即ち、大方の日本国民は、思想信条が基本的に異なる者同士が一時的に束と成る事が所詮は「同床異夢」以外の何物でも無く、早かれ遅かれ破綻するーと云う事を見抜き、選挙で投票し或いは投票に行かなかつた事を通して、「野党共闘」とやらを拒んだ、と言つて間違ひでは無からう「にも関わらず、前述の野党各党は来る衆議院議員総選挙（衆院選）でも懲りずに「共闘」で臨もうとしているが」。——そして同時に、今回の参院選、更には衆院補選と都知事選をも通して「もう「現行憲法を護れ」旨は

通らない」との思いをも改めて刻んだのは、果たして筆者だけだろうか。

何れにせよ、今の儘では、眞の民主政治—此の大地・日本列島に根差した状態での
一は望むべくも無い。先ずは一旦、現行憲法と敢えて距離を置き、此の国・日本と云
う共同体としての国家の在り方を「零」から見直し、縛り、否、「眞に」民主的な「共
同体としての」国家を永久的に當むに相応しい憲法〔案〕を自分達の手で作り、其を
「拠り所」として自民党を始めとする「右・保守・回帰」指向の憲法〔案〕に対抗し、
国政の場に臨む必要が在る。

筆者は そう考えた上で、自前の「新「日本国憲法」案」を作り、其を拠り所・即ち
軸たる手段として、「眞に民主的な」安心・安全・健康・公平・自由・純潔・清潔・
平等そして平和な「共同体としての」国家」を此の大地・日本列島に築き そして永
久に當むに至らしめたく、仮想政党「全日本共和党」を インターネット 綱の世界に於いて発足さ
せた（二〇〇七年六月末）。其のホームページを通して既に公開している自前の「新「日本国憲
法」案」（本文と図のみ）だが、「今、何故、憲法を新たに作るか」と云う「声無き〔？〕
問い合わせ」に答え、説明責任を果たすべく作り上げたのが、本書である。

本書では先ず、新憲法案の本文を第一部として表記し、続く解説については敢えて二手に分け、「総則」（共同体としての国家の在り方）と「国民の権利及び義務」とについての解説を前編として、国家機構（体制）の規律や「外国人の権利」そして新憲法案の改定手続についての解説を後編として、各々構成する形を採った。解説に於いては、「共同体としての国家・其の根幹に関わる事」と筆者が考える課題・分野について幾つか、敢えて寄り道する格好で特に詳しく述べている箇所が在る。

前述の参院選に先駆けて行われた選挙制度の改定（五月二〇日成立、同月二七日公布）に拠り、「一般の常識に照らして考へるならば、」早くて二〇一七年七月（小選挙区の新たな区割り作業に少なくとも一年は掛かる、との事で）、遅くとも二〇一八年一一乃至一二月には定数を減らした（四七五人→四六五人）上で行われる、旧憲法時代から通算で四八回目の衆院選。自民党を中心とする「右・保守・回帰」勢力は其迄に必ず、憲法改定案——自民党としての其を基としての——を発議（→両議院に於ける全議員の三分の一以上の賛成）に至らしめた上で衆議院を解散し、其の憲法改定案についての国民投票と同時に衆院選を行うだろう。

「全日本共和党」自体は現実の政党とは成り得ない、かも知れぬ。が、「回帰では無く、真に民主的な共同体としての国家を新たに、此の大地・日本列島に築く」事を夢見、臨み、そして目指そうとする全ての人々に、先ずは本書を「騙されたつもりで？」御読み戴き、本書の内容を参考としつつ、「右・保守・回帰」とは一線を画す新たな自主憲法案を作った上で、其を拠り所（＝一の思想信条）とする全く新たな政党を組織し、そして国政選挙に臨んで戴くなら幸いである。

二〇一七年（平成二九年）二月一日

筆者　＝　全日本共和党　党首兼職員　佳羅研究所

目

次

凡例

(九)

第一部 新「日本国憲法」案（本文）

1

第二部 新「日本国憲法」案の解説（前編）

61

第三部 新「日本国憲法」案の解説（後編）

219

引用及び参考文献

363

〔付録〕新「日本国憲法」下の国家機構組織図

卷末

凡例

◎ 本書は、「日本語を最大限、大切に使う事が、最も身近な「愛國行為」である」と考え、其を基本方針として文章を表記している。

* 文章は原則として漢字（和式略字）を可能な限りに於いて最大限に使い、常用漢字で無い文字については当該一字に付き、各部にて最初に使う場合に振り仮名を記した。亦、常用漢字であつて且つ日常的に使われない読み方についても同様の措置を採つた。

* 数値については原則として算用数字を漢字で表記し、必要に応じ万・億及び兆の単位を入れた。

* 年月日については原則として西暦で年を表記し、必要に応じ（各項の最初に年を記す

場合及び文章の途中で元号が変わる場合等) 元号を括弧付きで併記した。

* 外来語については固有名詞を除いて可能な限り、日本語に翻訳して使っている。但し、未だ一般的に使われていない訳語については、其の訳語を漢字で表記した上で、各項の最初に其が使われる場合に当該外来語を振り仮名且つ片仮名で記した。

* 解説に於いて、他の図書や間網拠_{インターネット・ホームページ}頁から引用した文言については、其等引_{それら}用元たる当該文献の名称を引用箇所の直ぐ後に記し、引用以外に参考とした其等について_すは、当該図書又は拠頁の名称等を巻末の「引用及び参考文献」に纏_{まと}めて記した。